

市会議案第19号

大阪・関西万博の海外パビリオン建設に係る工事代金未払い被害に遭った業者への早急な救済措置を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年10月1日提出

吹田市議会議員 山根 建人

同 柿原 真生

同 益田 洋平

同 玉井美樹子

同 竹村 博之

同 塩見みゆき

大阪・関西万博の海外パビリオン建設に係る工事代金
未払い被害に遭った業者への早急な救済措置を求める
意見書（案）

本年４月に開幕した大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事に
関わった下請け業者などが、発注元からの工事代金の未払いによっ
て、廃業や生活の危機に直面している。

被害に遭った業者は、万博工事未払い問題被害者の会を結成し、
これまで日本国際博覧会協会（以下「万博協会」という。）や国、大
阪府に対して、危機的状況を脱するための実効的な支援策を求める
要請等を行ってきたが、具体的な支援策は示されていない。

そもそも海外パビリオンの建設工事に当たっては、受注する業者
が不足し、工事に取り掛かれない状況であった。そのため、万博協
会や大阪府から、パビリオン建設等への協力要請が行われ、その要
請を受けた業者は、国の事業であり、支払いの問題はないとの信頼
の下に、特に開幕直前は現場に泊まり込むなど、昼夜を問わず過酷
な環境で働いてきた。

開幕までに多くのパビリオンを完成することができたのは、こう
した業者の協力があったからであり、工事代金の未払いを単に当事
者間の問題とせず、救済措置を早急に実施すべきである。

よって、本市議会は政府及び国会並びに大阪府に対し、万博協会
と連携し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 被害に遭った業者に対し、一刻も早く未払い工事代金の立替払
を実施すること。
- 2 立替払が実施できない場合は、返済期間が長期の無利子融資を
緊急に実行すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１０月 日

吹 田 市 議 会